

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成23年8月3日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ウジェスーパー岩出山SC
大崎市岩出山下野目字山ノ辺3 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
株式会社ウジェ物流 代表取締役 氏家 良典
登米市迫町佐沼字中江一丁目7番地の1
株式会社ウジェスーパー 代表取締役 氏家 良典
登米市迫町佐沼字中江一丁目7番地の1
- 3 市町村の意見の概要
 - (1) 国道47号線と市道高梨線からの出入りとなるため、週末等、混雑が予測される日には、交通誘導員を配置する等、歩行者や自転車の通行も含めた出入口付近の安全確保に努められたい。また、搬入車両の出入口となる市道荒谷境線についても、安全確保に留意されたい。
 - (2) 廃棄物処理については、ごみの減量化とリサイクル化を推進するため、分別収集と過剰包装の自粛等に努められたい。
 - (3) 夜間における青少年の利用が予想され、非行を含めた諸問題が懸念されるため、警備員等を配置し、店舗内外を定期的に巡回する等、青少年の健全育成に努められたい。また、駐車場利用時間帯以外は、駐車場出入口を施錠する計画ではあるが、事故防止のため十分な対策を講じられたい。
 - (4) 設置後においても周辺地域の交通事情や歩行者等の安全、環境美化、騒音等について、定期的に確認し、生活環境の保持に努められたい。
- 4 地域住民等の意見の概要
意見なし
- 5 縦覧場所
宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター，大崎地方県政情報コーナー及び大崎市役所
- 6 縦覧期間
平成23年8月3日から平成23年9月5日まで（ただし、閉庁日を除く。）